子どもの権利条約

落とす、

激しくゆさぶる、

身体的虐待…なぐる、

ける、

しつけのつもりは言い訳

(子ど

の立場で判断)

やけ投

つの児童虐待タイプ

▶子どもの権利条約の4つの柱

①生きる権利…子どもたちは健康に生まれ

②守られる権利…子どもたちはあらゆる種類

③育つ権利…子どもたちは教育を受ける権利

▶ 2つの選択議定書

■相談窓□のご案内

相談機関	受付時間・電話番号
こども何でも相談 (こども支援課)	月〜金 8:30 ~ 17:00 (祝日除く) ☎ 258-0055(直通)
育児相談 (保健センター)	月~金 8:30 ~ 17:00 (祝日除く) ☎ 258-1236
子育て相談 (子育て支援センター)	月~金 随時受付 ☎ 258-5106
教育相談 (教育委員会)	月~金 9:30~16:30 (祝日除く) 274-1023
川越児童相談所	月〜金 8:30 ~ 18:15 (祝日除く) ☎ 223-4152 全国共通ダイヤル ☎ 0570-064-000
休日夜間児童虐待 通報ダイヤル	☎ 048-779-1154

虐待を受けている子どもを見つけた場合や虐待を受け ている、子育てに不安があるなどの悩みがある人の相 談を町や県で受け付けています。ひとりで悩まずに、 まずは相談窓□にご連絡、相談ください。

講演会『子どもを守り、親をも癒す』開催

子どもを守る地域ネットワーク協議会では、児童虐待防止推進月間にあたり、

【日時】11月20日(以 15:00~16:30 【場所】役場3階会議室

【テーマ】「子どもを守り、親をも癒す」~児童虐待、家庭内暴力、不登校、非行など~

員に満たない場合は事前予約がなくても参加できます。

間こども支援課児童福祉係内 166

により)また、連絡した人が特定さ れないように秘密は守られます。

す。(「児童虐待の防止等に関する法律」 ※通告は子どもを守るためのもので

自分を追いつめてしまっている場 どもの行動が気に入らない、この 子がいなかったら、などと思い、 助けてくれる人がいない、子 がうまく子育てできてい な

■子育てについて不安があるとき・・・自分

など。

りすること。 行為をしたり、 母性的虐待…子どもにわ させたり、

見せた せつな

かの家族などに対し暴力をふるう 子どもの目の前で配偶者やそのほ ❸心理的虐待…言葉によるおどか 連れて行かない、 自動車の中に放置する、医療機関に 食事を与えない、ひどく不潔にする、 人による虐待を放置するなど。 無視、兄弟間の差別的扱い レクト…家に閉じ込める、 保護者以外の同居

どを負わせる、溺れさせるなど。 ❷おかしいと感じたら迷わず連絡 うる。 どもの命が最優先)

れたり

して痛い思いをしている場

も食べるものがなかったり、

吅 りり

か 7

なことをされたり、

お腹がす

ども支援課や川越児童相談所など

に連絡(通告)してください。

誰かに嫌なことを言われたり、

■虐待を受けているとき…家族の

次に該当するときには、

すぐにこ

たと思われる子ども」

が

たり、

あなたのまわりに「虐待を受け

連絡を守るためまず

夜遅くまで一人で遊んでいる 落ち着きがなく乱暴になる 着衣や髪の毛がいつも汚れて

親を避けようとする おどおどしている 表情が乏しい

自然な傷や打撲のあと

いませんか

ンを見落

ら救え

気く

₿親の立場より子どもの立場(子 ❹ひとりで抱え込まない。 ❸虐待はあなたの周りでも起こり たにできることから即実行) (特別なことではない) (あな

町はあなたの味方です 「あなた」も子どもを虐待から

守るために協力してください。 要な家庭と子どもを応援してい 受けた子どもに限らず、 「三芳町子どもを守る地域ネッ 警察などの関係機関で構成される ※町では、福祉・保健医療・教育・ ク協議会」を設置し、 支援が必

子どもを虐待から守る

オレンジリボン

オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められてい ます。希望される人は、こども支援課で配布しています。

【講師】 長谷川博一氏 (東海学院大学教授)

一般住民と協議会関係機関を対象とした講演会を開催します。

【申込み】こども支援課児童福祉係に事前連絡してください。ただし、当日定

子どもたちを家族で、地域で、みんなで支え合う 児童虐待防止推進月

間こども支援課児童福祉係例 166

7

行為)